

村田町町長交際費支出基準

(目的)

第1条 この基準は、町長等が町を代表し外部の個人又は団体との交際に要する経費(以下「交際費」という。)の支出基準を定めることによって、行政の透明性の確保と説明責任を果たし、町政に対する町民の理解と信頼を深めるとともに、公平で公正な執行を図ることを目的とする。

(支出の相手方)

第2条 交際費は、次に掲げる個人又は団体に対し、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出することができるものとする。

(1) 村田町の執行する事務事業について、直接かつ密接な関係のあるもの

(2) 町政について、功績が顕著であるもの

(3) 災害又は事故に遭ったもの

(4) その他町長が特に必要とみとめるもの

(支出区分等)

第3条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次の区分に基づいて支出することができるものとする。

支出区分	支出内容	支出金額等
会費	会費を必要とする研修会、会合、懇談会等に支出する。	会費相当分 (1万円を限度とする)
慶祝	1) 町費からの助成又は補助がない、各種総会、町民参加のスポーツ、文化・イベント等催事、記念式典、祝賀会について支出する。 2) 村田町と密接な関係にあり又は貢献のある者及びその親族の結婚式又は披露宴に参列する場合の祝儀として支出する。	実費相当額等 (1万円を限度とする) (2万円を限度とする)
弔慰	別表に基づき支出する	別表参照
見舞い	病氣見舞い 別表に掲げる本人が原則として14日以上入院治療した場合に支出する。	別表参照
協賛金	町費からの助成又は補助がなく、各種団体の活動の趣旨・目的に賛同できるものに対し、公共的、公益的なものであるとき支出する。	社会通念上妥当と認められる額 (1万円を限度とする)
激励金	町費からの助成又は補助がなく、町を代表し優秀な成果により功績のあった個人、団体等の激励に支出する。	社会通念上妥当と認められる額 (1万円を限度とする)
渉外	町政運営上、外部機関との交渉、交際、表敬訪問等のため必要なPR用特産物等の購入に要する経費	その都度協議

その他	上記のいずれにも属さない場合で、町長が町政運営上、支出する必要があると認められるものに係る経費	その都度協議
-----	---	--------

(公表)

第4条 町長交際費の支出状況は、原則として公表する。

2 前項の公表の方法は、総務課において閲覧に供するとともに、村田町ホームページに掲載する。

(基準の見直し)

第5条 この基準は、社会経済情勢の変化等に応じて見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

別表

(単位 円)

対 象				香 典	病気見舞い
非常勤特別職	町議会議員	現職	本人	5,000	5,000
			親族	5,000	
	各行政委員会委員	現職	本人	5,000	5,000
			親族	5,000	
	上記以外の特別職	現職	本人	5,000	
	行政委員	現職	本人	5,000	5,000
親族			5,000		
国会議員及び宮城県知事		近隣市町村との均衡をとった額とする。			
県議会議員及び市町村長		近隣市町村との均衡をとった額とする。			
町政に協力し又は貢献した方で特に町長が必要と認めた方			本人	5,000	5,000
			親族	5,000	

備考

- 1 親族とは、配偶者及び一親等血族及び同居の一親等姻族
- 2 各行政委員会委員とは、教育委員会委員(教育長を除く。)、選挙管理委員会委員、監査委員(議会選出を除く。)、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員をいう。